

長野県「社員の子育て応援宣言」登録制度実施要領

(目的)

第1条 働きながら安心して子どもを生み育てることができる環境の整備を図るため、従業員の仕事と子育ての両立が容易となる、働きやすい職場環境づくりの取組を進めることについて企業の経営者に「社員の子育て応援宣言」として宣言していただき、長野県（以下「県」という。）がその内容を登録し、県民に広く周知することにより、企業の子育て支援の促進を図る。

(宣言)

第2条 「社員の子育て応援宣言」を行うことができる「企業」とは、県内に本社または事業所を置き、県内において事業活動を行う法人、その他の社団または個人をいう。なお、事業所が複数ある企業にあつては、個々の事業所単位で宣言することも可能とする。

2 宣言に当たっては職場の実態や実情等を再確認し、従業員の仕事と家庭の両立が現状より少しでも前進するような内容の取組を宣言すること。

3 仕事と子育ての両立に限らず、家庭との両立や職場環境改善全般についての取組を内容とした宣言も可能とする。

4 事業主は、登録された宣言内容を実現するよう鋭意努力するものとする。なお、宣言内容が結果的に実現されていない場合であっても、登録を取り消されるなどの不利益を被るものではない。

(申請)

第3条 宣言を行い登録を受けようとする企業は、『ながのけん社員応援企業のさいと』（以下、「専用サイト」という。）の登録画面から申請する。これにより難しい場合は、『「社員の子育て応援宣言」登録申請書』（様式第1号）により知事に申請する。申請事項は様式第1号のとおり。

2 新規登録の申請は、年間を通じて随時行うことができる。

(審査)

第4条 県は、前条により企業が申請した内容について、この要領に照らして登録することが適当か否か審査を行う。

(登録)

第5条 県は、前条の審査の結果、申請内容を適当と認めた場合は、専用サイトに掲載するとともに、『「社員の子育て応援宣言」登録証』（様式第2号）を申請企業に交付するものとする。

2 第3条第1項の申請事項のうち、「担当所属・氏名」、「担当者連絡先」については専用サイトに掲載しない。

3 登録証は、当該企業の所在地を所管する労政事務所を経由して交付する。

(登録事項の変更)

第6条 登録企業は、登録事項に変更が生じた場合は、専用サイトの入力画面から必要事項の入力を行うことにより、変更を県に届け出るものとする。

2 第1項について専用サイトからの申請により難しい場合は、『「社員の子育て応援宣言」登録事項変更届』（様式第3号）により変更事項を届け出るものとする。なお、添付写真の変更については、様式第3号によらずに、県産業労働部労働雇用課あてに電子メールで変更後の写真を提出し届け出るものとする。

3 審査は第4条を準用するものとする。

(登録事項のメンテナンス)

第7条 登録企業は、登録した日から起算して2年ごとに、職場の実態や実情等を再確認し、登録事項のメンテナンスを行う。

2 メンテナンスによる登録事項の変更がない場合は、引き続き登録された内容を実現するよう鋭意努力するものとする。

3 手続きは第4条、第5条、第6条の規定を準用するものとする。

(登録証の再交付)

第8条 第5条第1項の規定により交付された登録証を紛失又は破損した場合は、『社員の子育て応援宣言』登録証再交付申請書』(様式第4号)により再交付を申請することができる。

(専用サイト利用に係る留意事項)

第9条 専用サイトの利用に当たっては次の各号の規定に留意すること。

- (1) 企業に付与されたID及びパスワードは、厳正に管理すること。
- (2) 企業は次のアからスまでに該当する行為を行ってはならない。

(禁止行為)

- ア 専用サイトを不正の目的又は営利を目的に利用すること。
 - イ 県、「他の登録企業及びそれ以外の第三者」(以下「他者」という。)の商標権、著作権、意匠権、特許権などの知的財産権及びその他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
 - ウ 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - エ 他者を差別もしくは誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を毀損する行為。
 - オ 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為。
 - カ 専用サイトによりアクセス可能な県または他者の情報を改ざん、消去する行為。
 - キ 実在又は架空の他者になりすまして専用サイトを利用する行為。
 - ク 有害なコンピュータプログラム等を送信する行為。
 - ケ アクセス権限のない他者が受信可能な状態におく行為。
 - コ 県の専用サイト用設備(県が専用サイトを提供するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいう。)または他者の設備に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為。
 - サ 同意を得ることなく、または詐欺的な手法により県又は他者が所有する個人情報を収集する行為。
 - シ 上記各号の他、法令、この要領もしくは公序良俗に違反する行為、専用サイトの運営を妨害する行為、県の信用を毀損し、もしくは県の財産を侵害する行為、または他者もしくは県に不利益を与える行為。
 - ス 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を第三者が行っている場合も含む。)がみられるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを貼る行為。
- (3) 県は、登録企業に事前に通知することなく、専用サイトの内容変更、運用中止等を行うことがある。
 - (4) 県は、サイトの利用により発生した登録企業の損害すべてに対し、いかなる責任も負わないものとし、当該損害の賠償をする義務もないものとする。

(登録の取消)

第10条 県は、登録企業が、次の各号のうち1つでも該当することが判明した場合には、当該登録企業に何ら事前に通知及び催告することなく、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録企業の代表者や役員が暴力団員で有る場合、及び暴力団または暴力団員と密接な関係を有していると判断される場合。
- (2) 県に届け出た事項に虚偽の記載があった場合。
- (3) 前条第2号アからスまでの禁止事項のうち1つでも行ったことが明らかになった場合。
- (4) 重大な法令違反行為を行ったことが明らかになった場合。
- (5) 企業等としての活動実態が無いと判断される場合
- (6) その他企業の登録を継続することが適当でないと判断される場合。

(登録の抹消)

第11条 登録企業が登録の抹消を希望する場合は、『社員の子育て応援宣言』登録抹消申出書』(様式第5号)を提出することとし、県が登録の抹消についてやむを得ないと認めた場合は、登録を抹消する。

(登録企業への優遇措置)

第12条 登録企業は、次に掲げる優遇措置を受けることができる。

- (1) 県の入札参加資格審査での評価点の加算(物品関係及び建設業)。

(所掌)

第13条 この要領に関する事務は、県産業労働部労働雇用課において所掌する。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年2月22日から施行する。
- 2 「長野県「社員の子育て応援宣言！」登録制度要綱」(平成19年5月30日制定)は廃止する。
- 3 この要領の施行日時点で、廃止前の前項の要綱により、登録されている企業については、この要領による登録を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成31年2月26日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年9月7日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。